

ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）概要

1) 採 択 1973年3月、1975年7月発効（国内発効は1980年11月）

2) 締約国数 182か国及び欧州連合（EU）（2019年10月現在）

3) 内 容

- ・ 過度の国際取引により野生動植物の種が絶滅のおそれに瀕することを防止するため、野生動植物の一定の種の国際取引の規制を実施。
- ・ 2019年8月17日～28日、スイス連邦にて第18回締約国会議（COP18）が開催され、附属書改正について全57提案がなされ、うち53提案について審議された。コツメカワウソ、カンムリヅル等が附属書Ⅱから附属書Ⅰへ移行され、2019年11月26日に発効予定。

（附属書の種類と規制内容等）

	附属書Ⅰ	附属書Ⅱ	附属書Ⅲ
掲載基準	絶滅のおそれのある種で、取引により影響を受けるもの	現在は、必ずしも絶滅のおそれはないが取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となりうるもの	締約国が自国内の保護のため、他の締約国の協力を必要とするもの
対象種	約1,050種 （例） スローロリス、コバタン、コンゴウインコ、ビルマホシガメ、アジアアロワナ等	約34,600種 （例） フェネックギツネ、シロフクロウ、ケヅメリクガメ、ヨーロッパウナギ、サタンオオカブト等	約220種 （例） セイウチ（カナダ）、アジアスイギユウ（ネパール）等 ※国ごとに指定
規制の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業目的のための国際取引を原則禁止 ・ 学術目的（繁殖目的を含む）の取引は可能だが、輸出国、輸入国双方の政府の発行する許可書が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業目的の国際取引も可能 ・ 輸出国政府の発行する輸出許可書が必要（附属書Ⅲの場合は指定国以外は原産地証明が必要） 	
許可条件	取引及びその目的が種の存続を脅かすものでないこと		取引が種の存続を脅かすものでないこと
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 違法に入手したものでないこと ・ 適切な輸送方法、収容施設（生体の場合） 		

・ なお、附属書Ⅰ掲載種については、種の保存法により国内の譲渡し等も規制されている。

4) 留保

我が国の留保対象

タツノオトシゴ属全種（附属書Ⅱ全種）

クジラ類 10種（附属書Ⅰ：ナガスクジラ、イワシクジラ、マッコウクジラ、ミンククジラ、ミナミミンククジラ、ニタリクジラ、ツノシマクジラ、ツチクジラ、カワゴンドウ及びオーストラリアカワゴンドウ）

サメ類 8種（附属書Ⅱ：ジンベイザメ、ウバザメ、ホホジロザメ、ヨゴレ、シュモクザメ3種及びニシネズミザメ）